

情報通信機器を用いた診療に関するお知らせ

当院は、厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行う体制を整え、関東信越厚生局に届出を行っています。

【重要】初診からオンライン診療を受けられる方へ

情報通信機器を用いた診療により「初診」を行う場合、厚生労働省の規定により、以下の処方はいけません。

× 麻薬 および 向精神薬（睡眠薬、抗不安薬、抗うつ薬など）

× 慎重な管理が必要な医薬品（抗がん剤、免疫抑制剤など）

また、お薬手帳や過去の診療録（カルテ）等で基礎疾患の確認ができない場合、処方日数は【 7 日間 】が上限となります。

■ 対面診療への切り替えについて

オンライン診療は対面診療と組み合わせて行うものです。

医師が「情報通信機器を用いた診療では適切な診断・診療が困難」と判断した場合は、速やかに対面診療へ切り替えますのでご了承ください。

■ 費用について

通常の診療費（保険適用）の他、情報通信機器の運用に伴う実費（システム利用料・通話料等）が別途かかる場合があります。

令和 7 年 8 月 1 日

医療機関名： 医療法人博慈会
ユーカリが丘 PHC ファミリークリニック
院 長